

若洲ゴルフリンクスにおける大会利用に関する取扱要綱

1. 目的

この要綱は、若洲海浜公園若洲ゴルフリンクスの大会利用について、都民等のゴルフの普及・振興に寄与するとともに、公平かつ有効な利用を確保することを目的に、その取扱に際し必要な事項を定める。

2. 大会利用が可能な条件

(1) 利用日等

① 利用日は、休業日（※）の中から、芝生の保護、コースメンテナンス並びに都民サービスに資する事業（セルフデー、シニア・レディース優待等）の実施を考慮して定める。

※1月1日及び12月31日並びに第3火曜日を除く火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする）但し、1月2日、1月3日、12月29日及び同月30日を除く。

② 複数日にわたる大会は受け入れない。

③ 毎年1月に4月から翌年3月までの期間における大会利用日を公表する。

(2) 対象及び優先順位

ゴルフの普及・振興を目的とする大会を対象とし、受付にあたっては、以下の優先順位とする。

① 東京都が主催する大会

② 東京都が共催又は後援し、ゴルフの普及や振興を目的として設立された公益財団法人または公益社団法人が主催する大会

③ 都内区市町村が主催又は共催し、区民等を公募する大会

(3) 利用者数

概ね120名以上200名以下の大会とする。（但し、事務局等のノンプレーヤーは含まない。）

なお、前号のいずれかに該当する一つの大会において、当該利用者数が120名に満たない場合、当該大会の主催者が前号のいずれかに該当する他の大会の主催者と調整の上、同日開催することにより、利用者数の合計が概ね120名以上200名となる場合は、大会利用を認めることができる。

3. 大会利用の受付方法等

(1) 申込期間は、上記2(1)③で公表する大会利用日のそれぞれ90日前までとする。

(2) 利用者は申し込み締め切り後、原則2日以内に決定する。

(3) 上記2(2)の優先順位が同位で、大会利用の利用希望日が競合する場合は、抽選で利用者を決定する。

(4) 大会受付が可能な利用日は、指定管理期間内（令和13年3月末）までとする。

(5) 上記2(3)なお書きにある複数で申し込む場合は、代表者を定めて申し込むこと。

4. 大会利用の利用料金等

(1) 利用料金については、利用人数×利用約款で定める「平日料金」とし、所定の期日までに徴収する。

(2) キャディフィー、カートフィー並びに2バッグ・3バッグ追加料金は、利用約款で定める額を徴収する。

(3) ゴルフ利用税は、「東京都都税条例」で定める額を徴収する。

なお、都税事務所が課税免除と認めた大会については、この限りではない。

(4) 緑化協力金は原則受領する。